

## 身体障害者等が使用する自動車に対する

# 自動車税の減免申請は郵送でも受付します

- ◆ 新型コロナウイルス感染症の拡大防止のため、身体障害者等の使用する自動車に対する自動車税の減免申請について、県税事務所の窓口での受付に加え、郵送での受付も行います。
- ◆ 減免申請を郵送で行う場合は、広島県のホームページから減免申請書をダウンロードし、記入押印のうえ、申請に必要なとなる書類とともに、管轄の県税事務所へ郵送してください。

### ◆ 減免の対象となる自動車

次の表の（ア）～（オ）のいずれかに該当する自動車が減免の対象となります。

区分	自動車の所有（取得）者	運転者	使用の目的	障害の程度
（ア）	本人	本人	特に問わない。	身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人で、障害の程度（※裏面参照）が該当となる人
（イ）	家族	本人	本人の通学、通院、通所、生業等のため（注1）にもつばら使用（注2）すること。	
（ウ）	本人	家族		
（エ）	家族	家族		
（オ）	身体障害者等のみで構成される世帯の構成員	常時介護者		

（注1）「本人の通学、通院、通所、生業等のため」とは、本人（身体障害者等）が乗車されることをいいます。

（注2）「もつばら使用」とは、本人（身体障害者等）の移動手段として自動車を使用する割合が全用途に対して50%以上のものをいいます。

（注3）「家族」とは、本人（身体障害者等）と生計を一にしている人のことです。

### ◆ 減免申請の手続（郵送による場合）

減免区分	必要書類等
（ア）～（オ）共通	○減免申請書（広島県ホームページからダウンロードできます。） <a href="https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1170298314833.html">https://www.pref.hiroshima.lg.jp/site/zei/1170298314833.html</a> ○免許証（両面の写し） ○身体障害者手帳、戦傷病者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳（すべてのページの写し） ○自動車検査証（写し） ○これまで減免を受けていた場合は、その自動車の移転登録（名義変更）後の自動車検査証又は抹消登録後の登録識別情報等通知書等（写し）
（イ）～（エ）の場合	○本人（身体障害者等）と別居の場合は、生計を一にすることを証する書類（健康保険証の写し等）
（オ）の場合	○運行計画書、運行証明書、誓約書

（注1）減免は身体障害者等1人につき1台に限ります（軽自動車含む）。

（注2）確認のお電話をする場合がありますので必ず日中連絡のつく電話番号を記入してください。

（注3）申請は納税通知書発付の日又は新規・移転登録した日から60日以内に行ってください。

◆ 減免の対象となる障害の程度

区 分			障 害 の 程 度	
			本人が運転する場合	家族又は常時介護者が運転する場合
視 覚 障 害	身体障害者	級	2～4	1～4
	戦傷病者	項症	特別～4	
聴 覚 障 害	身体障害者	級	2, 3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
平衡機能障害	身体障害者	級	3	
	戦傷病者	項症	特別～4	
上肢不自由	身体障害者	級	1, 2	
	戦傷病者	項症	特別～3	
下肢不自由	身体障害者	級	1～6	1～3
	戦傷病者	項症	特別～6 (特別～旧7)	特別～3
		款症	1～3 (旧1～旧2)	
体幹不自由	身体障害者	級	1～3, 5	1～3
	戦傷病者	項症	特別～6 (特別～旧7)	特別～4
		款症	1～3 (旧1～旧2)	
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	身体障害者	1, 2	
	移動機能		1～6	1～3
心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう・直腸又は小腸の機能障害	身体障害者	級	1, 3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
音声機能障害	身体障害者	級	3 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
	戦傷病者	項症	特別～2 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)	
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	身体障害者	級	1～3	
肝臓機能障害	身体障害者	級	1～3	
	戦傷病者	項症	特別～3	
知的障害者				㊤, A
精神障害者			1級	

(注) 下肢不自由及び体幹不自由の戦傷病者のカッコ書は、昭和28年法律第155号で改正される前の基準です。

◆ お問い合わせ先及び郵送先

事務所名	郵便番号	住 所	電話番号
西部県税事務所(自動車税課)	730-0011	広島市中区基町10-23	0570-064-247 (注) (自動車税専用電話)
西部県税事務所(呉分室)	737-0811	呉市西中央一丁目3-25	0823(22)5400(代)
西部県税事務所(廿日市分室)	738-0004	廿日市市桜尾二丁目2-68	0829(32)1181(代)
西部県税事務所(東広島分室)	739-0014	東広島市西条昭和町13-10	082(422)6911(代)
東部県税事務所(課税第二課)	720-8511	福山市三吉町一丁目1-1	084(921)1311(代)
東部県税事務所(尾道分室)	722-0002	尾道市古浜町26-12	0848(25)2011(代)
北部県税事務所(課税課)	728-0013	三次市十日市東四丁目6-1	0824(63)5181(代)

(注) IP電話・一部のダイヤル回線からはご利用できません。082-513-5374をご利用ください。